

大規模小売店舗の計画書に対する指導事項等

大規模小売店舗

名 称：薬王堂大平富田店

所在地：栃木県栃木市大平町富田399-5 外

< 栃木市 >

電話：【商工振興課】0282-21-2371

所管課 連絡先	指導事項等	対応内容
総合政策課 21-2303	・ 意見等なし	・ —
交通防犯課 21-2151	・ 指導事項等なし	・ —
環境課 21-2422	・ 特になし	・ —
福祉総務課 21-2201	・ 意見なし	・ —
道路河川整備課 21-2401	・ 意見なし	・ —
道路河川維持課 21-2403	・ 出入口計画部分については、市道の側溝敷設替等が必要となりますので、事前協議の上道路法第24条に基づく許可申請をお願いします。	・ 出入口計画部分については、事前協議の上道路法24条に基づく許可申請をいたします。
上下水道総務課 25-2104	・ 上水に井戸水（地下水）を使用して下水道に接続する場合は、井戸水メーターの設置が必要になりますので、事前に上下水道総務課と協議してください。	・ 上水に井戸水（地下水）を使用して下水道に接続する場合は、事前に上下水道総務課と協議いたします。
水道建設課 25-2105	・ 給水装置工事や消火栓設置工事を伴う場合は、水道建設課との事前協議及び給水装置工事申請を行うこと。	・ 給水装置工事や消火栓設置工事を伴う場合は、水道建設課と事前協議及び給水装置工事申請を行います。
下水道建設課 25-2111	・ 下水道へ接続する際には、事前に下水道建設課と協議してください。	・ 下水道へ接続する際には、事前に下水道建設課と協議いたします。
都市計画課 21-2431	・ 本件については、店舗面積が1,000㎡を超えるため、栃木市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域外における誘導施設を有する建築物の建築にあたることから、事前の協議をお願いします。	・ 栃木市立地適正計画で定める都市機能誘導区域外における誘導施設を有する建築物の建築にあたることから、事前の協議をいたします。
警防課 23-0070	・ 特になし	・ —
商工振興課 21-2508	・ 意見なし	・ —

名 称：薬王堂大平富田店

所在地：栃木県栃木市大平町富田399-5 外

< 栃木県 >

所管課 連絡先	指導事項等	対応内容
地域振興課 担当：江口 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、栃木市都市計画課に確認してください。	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出について必要ないことを栃木市都市計画課に確認いたしました。
県民協働推進課 担当：山口 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	○酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 ○図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書类等が有害図書等に該当するのかを理解し有害図書等については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所に、有害図書等は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行ってください。	○酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い20歳未満の者に販売しないようにいたします。 ○図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う計画はありませんが、販売する場合は対応いたします。
環境保全課 担当：篠崎 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要） ・3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する小山環境管理事務所環境対策課（0285-22-4309）と協議してください。	・－ ・3000m ² 以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出を行います。小山環境管理事務所環境対策課と協議を行います。

資源循環推進課 担当：角田 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113	○栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 ○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	○リサイクル促進等、可能な限り対応いたします。 ○食品ロス削減等、可能な限り対応いたします。
交通政策課 担当：湊 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399	・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	・店舗開店後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合は、関係機関と協議を行い必要な対応をいたします。
道路整備課 担当：五月女 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417	道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし	—

道路保全課 担当：森戸 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431	指摘事項なし	—
上下水道課 担当：渡邊 TEL:028-623-2507	汚水排水計画及び雨水排水計画については、栃木市担当課と協議してください。	汚水排水計画及び雨水排水計画については、栃木市担当課と協議いたします。
都市政策課 担当：山崎 TEL:028-623-2801 FAX:028-623-2595	<景観づくり担当> ・栃木市景観計画に定める行為の届出の要否について、栃木市都市計画課と協議して下さい。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、栃木市都市計画課と協議してください。 （協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431） <計画担当> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、栃木市都市計画課と協議してください。 （協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431） ・自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 ㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、栃木市都市計画課（駐車場法担当）に確認してください。 （協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431） ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。 （協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431）	<景観づくり担当> ・栃木市景観計画に定める行為の届出の要否について、栃木市都市計画課と協議いたします。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、栃木市都市計画課と協議いたします。 <計画担当> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合、栃木市都市計画課と協議及び届出いたします。 ・駐車場法に基づく技術基準に適合するよう設置いたします。 ・栃木県安全で安心なまちづくり推進指針に基づく措置を講じるよう努めます。（出入口の視認性確保、夜間出入口閉鎖、夜間駐車場照度の確保）

	<開発指導担当> ・都市計画法における開発許可の要否について、栃木市都市計画課と協議してください。 (協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2444) <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。 (協議先：栃木県都市政策課盛土安全推進班 TEL 028-623-2801)	<開発指導担当> ・都市計画法における開発許可の要否について、栃木市都市計画課と協議いたします。 <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議いたします。
都市整備課 担当：小栗 TEL:028-623-2464 FAX:028-623-2477	意見なし	—
建築指導課 担当：高山 TEL:028-623-2863	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木市都市建設部建築指導課（TEL：0282-21-2441）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木市建築指導課と協議いたします。
警察本部交通規制課 担当：金子・石塚 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808	○令和7年8月13日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います	○— ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、警察本部交通規制課とも再協議いたします。
経営支援課 担当：佐山 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	指導事項なし	—